

令和8年度高知暮らしフェア開催委託業務 プロポーザル審査要領

令和8年度高知暮らしフェア開催委託業務プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる参加者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行う。

- (1) 別途定める高知暮らしフェア開催委託業務プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

- (1) 業務の実施体制・進捗管理 **【25点】**
 - ・ 全体スケジュールと関連図が作成され、各業務の進捗を管理する責任者が設置されているか。
 - ・ また主担当が不在の場合でも業務が滞りなく進捗可能な体制であるか。
- (2) 制作物の提案 **【45点】**
 - ・ ターゲット層に訴求できる魅力的な特設ページ、チラシ、WEB 広告のクリエイティブが提案されているか。
 - ・ 訴求ポイントをしっかり打ち出し、ターゲット層（特に 20-30 代の若手）に刺さる内容且つユーザービリティを意識したデザイン・構成になっているか。
- (3) 集客の提案 **【15点】**
 - ・ デジタル広告に限らず、ターゲットの誘引に効果的と思われる新たな集客施策が柔軟な発想で提案されているか。
 - ・ 集客につながると考えられる根拠が明確に示されているか。
- (4) 経費見積書 **【10点】**
 - ・ 各業務に対してスタッフを何人配置し、何時間稼働するのが積算され、指定の経費見積書に明示されているか。
 - ・ 仕様書に記載する内容をすべて満たす経費が計上されており、効果的で現実的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。
- (5) 県内事業者の活用・連携 **【5点】**
 - ・ 提案内容において県内事業者の活用が見込まれる場合、または県内事業者との連携体制が構築されている場合は、審査において加点する。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

日時：令和8年3月26日（木）9時から

場所：こうち勤労センター4階 会議室（高知県高知市本町4丁目1-32）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分以内とする。

イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

ウ 順番は別途お知らせする。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。なお、最低基準点を60点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととする。（参加者が1事業者のみであっても、同様とする。）
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 審査会参加者が1者のみの場合でも、審査基準に基づく審査を行い、提案内容が提案依頼書の内容を満たしていると審査委員会で判断された場合は、候補者の選定を行う。